TaUNS

診断技術で、安心な毎日を。
Peace of mind through diagnostic technology.

第９期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年９月26日（木曜日）
午前10時（受付開始予定　午前９時30分）

開催場所

静岡県沼津市上土町100-1
沼津リバーサイドホテル ３階 アルカディア
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目　次

第９期定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 3
株主総会参考書類…… 5
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　取締役６名選任の件
事業報告 …… 11
計算書類 …… 31
監査報告書 …… 43

株式会社 タウンズ
証券コード 197A

証券コード 197A
2024年９月10日

株　主　各　位

静岡県伊豆の国市神島761番１
株　式　会　社　タ　ウ　ン　ズ
代表取締役社長　野　中　雅　貴

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.tauns.co.jp/investors/stock/meeting/
（上記のウェブサイトにアクセスいただき、「第９期定時株主総会」をご覧ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「タウンズ」又は「コード」に当社証券コード「197A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］
　議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　**2024**年**9**月**26**日（木曜日）午前**10**時（受付開始予定　午前９時30分）

2．場　　所　静岡県沼津市上土町100-1
沼津リバーサイドホテル　３階　アルカディア
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項　第９期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年９月26日（木曜日）
午前10時
（受付開始予定 午前９時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年９月25日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

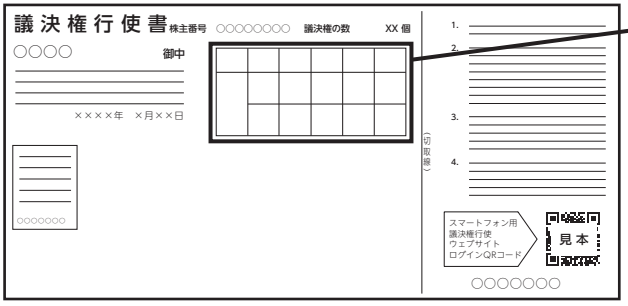

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

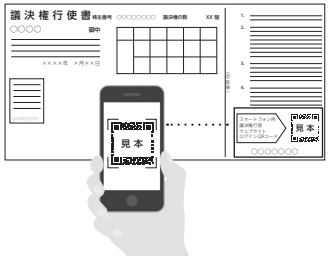

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

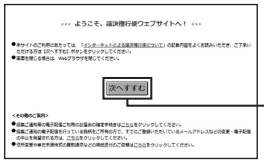

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

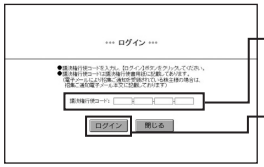

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当を実施していくことを基本方針としております。

経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業環境を勘案したうえで、株主に対して配当性向30%程度の安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。更に通常の配当政策に加え、業績や財務状態を総合的に勘案のうえ、周年記念等にあたっては記念配当も実施していく方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、普通配当を１株につき10円65銭とするとともに、当社が2024年６月20日付で東京証券取引所スタンダード市場に新規上場いたしましたことを記念して、１株につき11円10銭の上場記念配当を加え、計21円75銭といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式　１株につき21円75銭
（普通配当10円65銭／上場記念配当11円10銭）
配当総額　2,175,000,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年９月27日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役１名を増員することとし、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数（株）
1	野中雅貴（のなかまさき） （1975年６月11日） 再任	1999年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年４月　株式会社日本総合研究所　入社 2005年９月　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（現メットライフ生命保険株式会社）入社 2006年６月　みずほキャピタルパートナーズ株式会社（現MCPパートナーズ株式会社）入社 2007年７月　当社　事業開発部長兼海外担当取締役 2014年４月　当社　代表取締役社長（現任）	28,932,217
2	内山義雄（うちやまよしお） （1959年９月９日） 再任	1990年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1994年３月　公認会計士登録 2006年９月　スミダコーポレーション株式会社　入社 2012年９月　株式会社小松ストアー　入社 2014年４月　株式会社キビラ　取締役 2015年11月　株式会社大庄　社外監査役（現任） 2018年11月　当社　執行役員管理本部長 2020年９月　当社　取締役管理本部長（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数（株）
3	永井淳平（ながい じゅんぺい） （1987年7月14日） 新任	2010年４月　株式会社三井住友銀行　入行 2014年７月　Kurt Salmon US Inc.(現Accenture Strategy)日本支店　入社 2015年８月　株式会社オスカー共同創業　取締役 Chief Strategy Officer 2017年１月　株式会社スポーツフィールド　執行役員CFO 2017年７月　同社　取締役CFO 2021年４月　当社　入社 2021年７月　株式会社KIRINZ　社外取締役 2022年１月　株式会社アドインテ　社外取締役（現任） 2022年７月　当社　執行役員経営企画室ゼネラルマネージャー（現任） 2023年12月　AGBIOTECH株式会社　社外監査役 2024年６月　同社　社外取締役（現任）	－
4	伊藤政宏（いとう まさひろ） （1973年7月11日） 再任	1998年４月　ベイン・アンド・カンパニー　入社 2004年６月　株式会社産業再生機構　出向 2006年11月　シティック・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド（現トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド）入社　マネージング・ディレクター 2016年４月　当社　代表取締役 2017年６月　当社　取締役（現任） 2019年９月　MPホールディングス株式会社（現丸喜産業株式会社）　社外取締役（現任） 2023年４月　トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド　シニア・マネージング・ディレクター兼日本代表 2023年11月　KGホールディングス株式会社　代表取締役（現任） 2023年12月　株式会社兼子商店　社外取締役（現任） 2024年１月　トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド　パートナー兼日本代表（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数（株）
5	三品聡範（みしな とし のり） （1983年3月24日） 再任　社外　独立	2008年４月　日本イーライリリー株式会社　入社 2013年３月　プライスウォーターハウスクーパース株式会社　入社 2015年３月　イーソリューションズ株式会社　入社 2016年４月　NCメディカルリサーチ株式会社　取締役 2016年10月　イーソリューションズ株式会社　ライフサイエンス事業部長 2020年４月　サイネス合同会社　代表社員（現任） 2020年９月　当社　社外取締役（現任） 2023年３月　ときわバイオ株式会社　取締役COO	－
6	千葉　理（ち ば おさむ） （1963年10月24日） 再任　社外　独立	1987年４月　三菱商事株式会社　入社 2004年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 曙綜合法律事務所　入所 2011年11月　ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人（現KDX不動産投資法人）監督役員 2013年１月　曙綜合法律事務所　パートナー弁護士 2016年６月　丸善食品工業株式会社　社外監査役（現任） 2017年６月　株式会社IMAGICA GROUP 社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年１月　曙綜合法律事務所　代表弁護士（現任） 2022年９月　当社　社外取締役（現任）	－

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．永井淳平氏は、新任の取締役候補者であります。
３．三品聡範氏及び千葉　理氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について
三品聡範氏は、長年にわたる医薬業界で培った豊富な経験と幅広い見識を有していることから、それを活かして当社の経営全般に助言していただき、当社の経営を強化することを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
千葉　理氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上場会社の役員経験に加え、法律の専門家としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、それを活かして当社の経営全般に助言していただき、当社の経営を強化することを期待し

て、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5．三品聡範氏及び千葉　理氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって三品聡範氏が４年、千葉　理氏が２年となります。

6．当社は、伊藤政宏氏、三品聡範氏及び千葉　理氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。伊藤政宏氏、三品聡範氏及び千葉　理氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

7．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由に該当する場合は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の契約期間は１年間であり、期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容で更新する予定であります。

8．当社は、三品聡範氏及び千葉　理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

（ご参考）当社取締役のスキルマトリックス

第２号議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役のスキルマトリックスは次のとおりとなります。

氏　名	会社における地位	取締役に求める知見及び経験							
		企業経営・経営戦略	グローバル	販売・マーケティング	研究開発	生産	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク管理	人事・人財開発
野中雅貴	代表取締役社長	○	○	○	○	○	○		
内山義雄	取締役	○	○				○	○	○
永井淳平	取締役	○					○		○
伊藤政宏	取締役	○	○						
三品聡範	社外取締役	○			○				
千葉　理	社外取締役		○	○				○	

※各人に特に期待する項目を記載しております。
※各人の全ての知見及び経験等を表すものではありません。

（ご参考）社外取締役の独立性判断基準

以下に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、社外取締役は独立性を有していると判断します。

① 当社又は当社子会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役、執行役員、その他の使用人。以下同じ。）
② 当社の大株主（総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
③ 当社の主要な借入先（当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
④ 当社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間売上高の２％を超える支払いを、当社に行っている者）又はその業務執行者
⑤ 当社を主要な取引先とする者（当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の２％を超える支払いを、当社から受けている者）又はその業務執行者
⑥ 当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領しているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
⑦ 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている団体の業務執行者
⑧ 当社の会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する者
⑨ 社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者
⑩ 上記①から⑨までに該当する者が重要な地位（社外取締役を除く取締役、執行役、執行役員、その他の重要な使用人をいう。）にある者の場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
⑪ 上記①は過去10年間、上記②は過去５年間、上記③から⑩は過去３年間において該当していた場合を含む

以　上

事　業　報　告

（2023年７月１日から
2024年６月30日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度（2023年７月１日～2024年６月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の指定感染症区分２類相当から５類へと変更になったことに伴い社会経済活動は正常化に向かい、各種行動制限や入国制限の解除がなされたことで人流が大きく回復しました。他方、世界経済は世界的な金利引き上げやインフレが続き、ウクライナ情勢の長期化等先行きが不透明な状況が続きました。わが国においても半導体不足や労働力不足、物流停滞等による供給制約があった他、各国の金融政策との方向性の違い等による円安が急速に進行し、物価上昇に伴う景気の下振れが懸念される等、先行きが不透明な状況が続いております。

体外診断用医薬品業界におきましては、2023年７月頃より、新型コロナウイルス感染症の指定感染症が５類に変更されて以降初めて第９波の流行が到来したことで、新型コロナウイルス感染症の流行は、世間の関心が薄れていくなか、引き続き継続しました。また、インフルエンザの流行も始まり、新型コロナウイルス感染症と同時期・長期間において流行する事態となりました。これにより、医療機関においては二つの感染症を同時に検査できる製品（コンボキット）に対する需要が高まることとなりました。

このような環境下において、当事業年度における経営成績につきましては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザを同時検査できる製品（コンボキット）の販売が伸長したこと等で、売上高は18,434,863千円（前期比17.6％増）となり、営業利益は8,030,094千円（前期比61.7％増）となりました。経常利益は7,840,625千円（前期比58.3％増）となり、当期純利益は5,774,086千円（前期比90.3％増）となりました。

また、当社はコーポレートスローガン「診断技術で、安心な毎日を。」を掲げ、お客様からのお引き合いに応え続けることで着実な成長を遂げ、2024年６月には東京証券取引所スタンダード市場への新規上場を果たすことができました。

②　設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は4,001,395千円であります。その主な内容は、新三島工場の工場建物3,200,000千円及び生産設備228,165千円並びに新基幹システム146,034千円であります。

③　**資金調達の状況**

当事業年度において、新三島工場の工場建物建設の資金に充当するため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンにより2,803,000千円の借入を行った他、所要資金として、金融機関からの借入により資金調達を行いました。この結果、当事業年度末の借入残高は9,539,000千円となりました。

(2)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分		第６期	第７期	第８期	第９期
決　算　年　月		2021年６月	2022年６月	2023年６月	2024年６月 (当事業年度)
売　上　高	(千円)	―	17,456,987	15,673,099	18,434,863
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△54,134	11,210,685	4,953,451	7,840,625
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△55,111	4,480,753	3,034,863	5,774,086
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	△0.55	44.81	30.35	57.74
純　資　産	(千円)	4,679,449	7,356,305	8,489,871	13,666,759
総　資　産	(千円)	10,320,778	20,268,087	18,332,162	29,261,325
１株当たり純資産額	(円)	46.71	73.48	84.80	136.53

(注) 当社は、第７期において、連結子会社であった株式会社タウンズを吸収合併しており、第６期は、当社は純粋持株会社であり実質的な事業活動を行っていないため、売上高を計上しておりません。

(3)　重要な親会社及び子会社の状況

①　**親会社の状況**

該当事項はありません。

②　**子会社の状況**

該当事項はありません。

⑷　対処すべき課題

体外診断用医薬品業界においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、医療現場におけるPOCT（Point Of Care Testingの略。臨床現場即時検査）の重要性が一層認知されている一方で、競合他社の参入により、競争は激しくなっております。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行の発生や薬剤耐性問題、性感染症の蔓延等を背景として、網羅的かつ迅速な検査による、高精度な疾患鑑別へのニーズが高まりを見せており、感染症検査において、同一の検体で複数項目を同時に検査するマルチプレックス検査化や更なる高精度化への流れが加速しております。

このような状況のなか、当社は「診断技術で、安心な毎日を。」というコーポレートスローガンのもと、企画開発から製造、販売までを自社一貫体制で行う強みを活かし、医療機関や患者を始めとする世の中の幅広いニーズに応える製品を提供するため、以下の課題に取り組み、事業の継続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

①　営業チャネルの強化・拡大

当社は2024年６月30日時点で35名の営業員を有しており、その６割以上が10年以上にわたる業界経験を持つ人財であります。今後はさらに人員を拡充することで、新規及び既存の医療機関との関係構築・強化に注力してまいります。一方で、現状で当社がアプローチし切れていない医療機関もあることから、当社製品を扱う重要代理店との関係強化に加えて、製薬会社との共同販売推進による営業チャネルの拡大に取り組んでおります。

②　特定製品への売上依存

当社の各感染症検査キットの市場シェアは、概ね拡大傾向で推移しております。以前はインフルエンザ検査キットが当社売上の大きな割合を占めていたものの、2020年10月に新型コロナウイルス抗原検査キット「イムノエース®SARS-CoV-2」を発売して以降は、新型コロナウイルス感染症関連製品への売上依存度が５割以上を占めており、新型コロナウイルス感染症の流行度合いにより業績に大きな影響を受ける状態にあります。当社は継続的に次世代型の検査技術や新製品の開発、新たな市場の開拓に取り組み、新型コロナウイルス感染症関連製品以外の売上拡充に努めております。また、新製品の迅速な市場展開に向け、薬事申請を含む規制対応の体制強化や、量産製造への移行プロセスの最適化等に取り組んでおります。新たな収益基盤を速やかに構築することで、特定製品への売上依存度を下げるように努めております。

③　**海外事業拡大に向けた基盤整備**

当社は、各地域における特定の代理店を通じて海外市場での販売を行っております。今後海外事業をさらに拡大していくために、より海外市場に受け入れられやすい価格と高品質を両立させる海外仕様製品の開発を行っております。また海外市場向けの薬事申請体制の強化や海外のKoL（Key Opinion Leaderの略。特定の疾患領域において権威ある医師や大学教授の方々）との関係構築等と併せて、海外営業体制やマーケティング体制の強化に取り組んでおります。

④　**新たなコア技術の開発**

現状の抗原検査キットの枠を超えて事業領域を拡大するために、新抗体開発技術、次世代型の高感度マルチプレックス検査プラットフォーム「D-IA」（デジタルイムノアッセイ）や簡易尿検査システム等の新たなコア技術の開発を行っております。これらの技術を活用し、既存の呼吸器感染症検査の領域のみならず、D-IAを用いた性感染症検査や慢性疾患の検査等の新疾患領域、体内の免疫細胞の状態をみることで治療効果を予測する免疫プロファイル検査の開発、予防・未病領域における超早期マーカーの発見や新たな検査技術の開発、簡易尿検査システムによる家庭での日常的な疾患リスクのモニタリング技術の開発等に取り組んでおります。

⑤　**情報通信技術活用による生産性向上**

現在推進している新基幹システムの導入プロジェクトに伴い、業務体系を見直し、様々な業務データを標準化・マスタ整理をすることで、社内における非効率的なオペレーションを解消し、業務体系の効率化及び生産性の向上に取り組んでおります。

⑥　**人財採用及び育成の強化**

当社の、今後の更なる成長に向けては、人員体制の一層の強化が必要であります。専門人財の積極的な採用活動や、社内人財への教育体制の強化に努めてまいります。

⑸　主要な事業内容（2024年６月30日現在）

当社は、感染症領域における体外診断用医薬品の開発、製造及び販売を主要な事業としております。

(6) 主要な事業所（2024年６月30日現在）

名称	所在地
本社・神島工場	静岡県伊豆の国市
清水町事業所・R&Dセンター	静岡県駿東郡清水町
東京オフィス	東京都中央区

(7) 従業員の状況（2024年６月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
271名	28名増

（注）上記の数には、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は含まれておりません。なお、臨時従業員数の期中平均人数は、134名であります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,008,000千円
シンジケートローン	2,803,000千円
株式会社静岡銀行	2,428,000千円
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社商工組合中央金庫	400,000千円
株式会社りそな銀行	400,000千円

（注）シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他3社からの協調融資によるものであります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年６月20日付で東京証券取引所スタンダード市場に新規上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2024年６月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 400,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 100,000,000株

⑶ **株主数** 17,182名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
CITIC CAPITAL JAPAN PARTNERS Ⅲ, L.P.	41,707千株	41.70%
野中雅貴	28,932	28.93
Ariake-T1 投資事業有限責任組合	4,196	4.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,739	1.73
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	570	0.57
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	538	0.53
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	444	0.44
ARIAKE SECONDARY FUND I LP	419	0.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	325	0.32
MORGAN STANLEY & CO. LLC	312	0.31

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

⑵　当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

⑶　その他新株予約権等に関する重要な事項

①　第１回新株予約権（2024年６月30日現在）

決議年月日	2019年４月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　3 当社監査役　3 当社従業員　225（元従業員２名を含む）
新株予約権の数（個）	4,907,918（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　4,907,918（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	59（注）2
新株予約権の行使期間	自　2019年４月26日　至　2029年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　60 資本組入額　30
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時点で、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、業務委託先又は業務提携先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、有期雇用契約の期間満了、業務委託契約の期間満了、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件とは、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑴　交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

⑵　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

⑶　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記３．⑶に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑸　新株予約権を行使することができる期間
上記表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める行使期間の末日までとする。

⑹　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記表中に準じて決定する。
⑺　譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
⑻　その他新株予約権の行使の条件
上記に定めるところと同様とする。
⑼　新株予約権の取得事由及び条件
上記に定めるところと同様とする。
⑽　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②　第２回新株予約権（2024年６月30日現在）

決議年月日	2019年４月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社代表取締役　1
新株予約権の数（個）	3,000,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　3,000,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	59（注）2
新株予約権の行使期間	自　2019年４月26日　至　2029年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　60 資本組入額　30
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時点で、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、業務委託先又は業務提携先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、有期雇用契約の期間満了、業務委託契約の期間満了、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 その他の条件とは、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

⑴　交付する再編対象会社の新株予約権の数
　新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

⑵　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。

⑶　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記３．⑶に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑸　新株予約権を行使することができる期間
　上記表中に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表中に定める行使期間の末日までとする。

⑹　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　上記表中に準じて決定する。

⑺　譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑻　その他新株予約権の行使の条件
　上記に定めるところと同様とする。

⑼　新株予約権の取得事由及び条件
　上記に定めるところと同様とする。

⑽　その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野　中　雅　貴	
取　締　役	内　山　義　雄	管理本部長 株式会社大庄　社外監査役
取　締　役	伊　藤　政　宏	トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド　パートナー兼日本代表 KGホールディングス株式会社　代表取締役 丸喜産業株式会社　社外取締役 株式会社兼子商店　社外取締役
取　締　役	三　品　聡　範	サイネス合同会社　代表社員
取　締　役	千　葉　　理	曙綜合法律事務所　代表弁護士 丸善食品工業株式会社　社外監査役 株式会社IMAGICA GROUP　社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	遠　藤　佳　孝	
監　査　役	中　川　真紀子	ＥＳネクスト有限責任監査法人　理事パートナー 株式会社ＦＰパートナー　社外取締役
監　査　役	Caroline（キャロライン）　F.　Benton（ベントン）	国立大学法人筑波大学　ビジネスサイエンス系　教授 株式会社学研ホールディングス　社外取締役

（注）1．取締役三品聡範氏及び取締役千葉　理氏は、社外取締役であります。
2．監査役中川真紀子氏及び監査役Caroline F. Benton氏は、社外監査役であります。
3．取締役三品聡範氏、取締役千葉　理氏、監査役中川真紀子氏及び監査役Caroline F. Benton氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役中川真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．2024年５月10日をもって、取締役中野宏信氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職はトラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド会長でありました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤政宏氏及び各社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役伊藤政宏氏及び各社外取締役並びに各監査役とも会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

なお、2024年５月10日をもって辞任いたしました取締役中野宏信氏とも、同様の責任限定契約を締結しておりました。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

・被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって被る損害を填補します。

・被保険者の職務執行の適正性確保のため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由に該当する場合は填補されない等、一定の免責事由があります。

・当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数（名）	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役 （うち社外取締役）	4 (2)	80,311 (10,320)	52,320 (10,320)	27,991 (-)	– (-)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	18,000 (9,600)	18,000 (9,600)	– (-)	- (-)
合計 （うち社外役員）	7 (4)	98,311 (19,920)	70,320 (19,920)	27,991 (-)	– (-)

（注）1. 上表の支給人数には、無報酬の取締役２名を含めておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2021年９月28日付の第６期定時株主総会に係る決議において、年額

240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は６名であります。

3．監査役の報酬限度額は、2021年９月28日付の第６期定時株主総会に係る決議において、年額30,000千円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。

4．当社の業績連動報酬は、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を経て、2021年９月28日開催の取締役会において報酬内規として定めており、以下に定める基準に基づき、各事業年度の会社業績に連動して算出いたします。計算の基礎となる報酬基準額は役位によって定めており、報酬基準額に乗じる係数である達成度（計画比）支給係数は、当社では本業での売上高及び利益の追求の観点から「売上高」及び「当期純利益」を基に算出し、按分比率を売上高40％、当期純利益を60％として、各係数の達成度（計画比）に応じて、０％～200％の範囲で決定します。当事業年度における売上高及び当期純利益の実績は、32ページの「損益計算書」に記載のとおりであり、達成度（計画比）は売上高が128％、当期純利益が169％であります。

⑸ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

① 役員報酬の報酬額決定の方針

当社の役員報酬の報酬額決定の方針につきましては、指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、2021年９月28日開催の取締役会において決定しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬である役位ごとの「基本報酬」、会社業績に連動した短期インセンティブ報酬（STI）「業績連動報酬」及び中長期インセンティブ報酬（LTI）「株式報酬」で構成されております。報酬構成は、標準業績時に基本報酬が約60％、業績連動報酬が約20％、株式報酬が約20％となる設定をしております。また、当社の社外取締役の報酬につきましては、「基本報酬」のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

(ア) 基本報酬

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する金銭報酬とし、役位ごとに金額を指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、2021年９月28日開催の取締役会において報酬内規として定めております。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を指名・報酬諮問委員会で検証して、毎年９月に指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、10月以降の年間の基本報酬について取締役会で決定しております。

(イ) 業績連動報酬（STI）

上記「（4）取締役及び監査役の報酬等」の（注）４に記載しております。

(ウ) 株式報酬（LTI）

中長期の業績向上・企業価値の持続的向上に対する意識を高めるため、中長期インセンティブとして譲渡制限付株式の仕組みを導入する予定であります。

② 役員報酬の個人別報酬額決定の手続き

各取締役の基本報酬及び業績連動報酬（STI）は、株主総会で決議された総額限度額の範囲内で、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、取締役会が決定しており、客観的な審議を前提とした手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑹ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	三　品　聡　範	サイネス合同会社　代表社員	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	千　葉　理	曙綜合法律事務所　代表弁護士 丸善食品工業株式会社　社外監査役 株式会社IMAGICA GROUP　社外取締役（監査等委員）	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	中　川　真紀子	ＥＳネクスト有限責任監査法人　理事パートナー 株式会社ＦＰパートナー　社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	Caroline（キャロライン） F. Benton（ベントン）	国立大学法人筑波大学　ビジネスサイエンス系　教授 株式会社学研ホールディングス　社外取締役	当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三　品　聡　範	当事業年度に開催された取締役会19回のすべてに出席し、長年にわたる医薬業界で培った豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で発言を行っております。
取締役	千　葉　理	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、法律の専門家としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で議事運営を行っております。
監査役	中　川　真紀子	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、会計の専門家としての財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	Caroline（キャロライン） F. Benton（ベントン）	当事業年度に開催された取締役会19回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、国立大学法人のマネジメント経験及びビジネス戦略やイノベーション戦略の専門家としての豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
② 非監査業務への対価	3,500千円
③ 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「上場に関するコンフォート業務」を委託しております。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに適正かつ健全な企業活動を行う。

2）取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備

し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

3）コンプライアンスの状況は、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対して報告されねばならない。各部門長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

4）代表取締役社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査役会と連携し、定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び取締役会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、通報内容ごとに窓口を定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「情報システム管理規程」「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

2）取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

2）リスク情報等については取締役会、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理本部が行うものとする。

3）不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下のリスク・コンプライアンス委員会を招集し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4）内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は月に１回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項の他、経営理念、経営方針、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

2）取締役は社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。また定期的に開催される執行役員が参加する会議等にて、会社経営に関する情報を相互に交換、あるいは協議し、必要に応じ、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。

3）各部門においては、「職務権限規程」、「権限委譲規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　業務の適正を確保するための体制

1）取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。

2）監査役及び内部監査室は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1）監査役は、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。当社は当該使用人に対し監査役の指示に従う旨を通知するとともに、指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。

2）当該使用人の人事異動については監査役の事前同意又は事前協議を要することとする。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

取締役、部門長等は当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。

2）取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

⑨　監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑩　監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び補助使用人の職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の償還を請求したときは、担当部署において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理をすることとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

2）監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に報告を求める等必要な連携を図ることとする。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において、継続的に当社のコンプライアンス体制及び経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査役は、取締役会や執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席を通じて、また内部監査部門との情報交換等を通じて、内部統制の体制整備及び運用状況を監査しております。

貸借対照表

（2024年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**16,915,714**
現金及び預金	9,424,891
売掛金	2,706,864
商品及び製品	2,731,012
仕掛品	846,011
原材料及び貯蔵品	1,140,425
未収還付法人税等	16,413
前渡金	16,788
前払費用	30,778
その他	2,528
固定資産	**12,345,611**
有形固定資産	**7,905,227**
建物	1,100,173
構築物	9,658
機械及び装置	1,823,649
車両運搬具	68,363
工具、器具及び備品	836,658
土地	1,734,634
建設仮勘定	3,972,673
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,640,584
無形固定資産	**3,720,871**
特許権	2,916
ソフトウエア	44,117
顧客関連資産	2,726,400
技術関連資産	696,266
その他	251,170
投資その他の資産	**719,512**
投資有価証券	33,332
関係会社株式	452,263
関係会社社債	186,796
その他の関係会社有価証券	14,094
出資金	20
破産更生債権等	0
長期前払費用	5,482
その他	27,523
資産合計	**29,261,325**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**10,474,442**
買掛金	1,482,761
短期借入金	4,500,000
１年内返済予定の長期借入金	732,000
未払金	559,263
設備未払金	171,090
未払費用	166,423
未払法人税等	1,706,274
未払消費税等	387,563
返金負債	240,924
契約負債	9,889
預り金	62,682
賞与引当金	427,577
役員賞与引当金	27,991
固定負債	**5,120,123**
長期借入金	4,307,000
繰延税金負債	619,491
退職給付引当金	181,631
資産除去債務	12,000
負債合計	**15,594,565**
（純資産の部）	
株主資本	**13,666,834**
資本金	200,000
新株式申込証拠金	5,681
資本剰余金	2,683,300
資本準備金	50,000
その他資本剰余金	2,633,300
利益剰余金	10,777,852
その他利益剰余金	10,777,852
繰越利益剰余金	10,777,852
評価・換算差額等	**△7,982**
その他有価証券評価差額金	△7,982
新株予約権	**7,907**
純資産合計	**13,666,759**
負債・純資産合計	**29,261,325**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		18,434,863
売上原価		5,936,531
売上総利益		12,498,332
販売費及び一般管理費		4,468,237
営業利益		8,030,094
営業外収益		
受取利息	37	
有価証券利息	2,305	
受取配当金	5,343	
補助金収入	53,533	
その他	2,596	63,816
営業外費用		
支払利息	31,211	
シンジケートローン手数料	104,380	
支払手数料	100,000	
その他	17,694	253,285
経常利益		7,840,625
特別利益		
固定資産売却益	591	
新株予約権戻入益	1,892	2,483
特別損失		
固定資産売却損	280	
固定資産除却損	6,470	
投資有価証券評価損	1,665	8,416
税引前当期純利益		7,834,691
法人税、住民税及び事業税	2,363,419	
法人税等調整額	△302,813	2,060,605
当期純利益		5,774,086

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年７月１日から
2024年６月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100,000	－	25,000	2,758,300	2,783,300	5,603,766	5,603,766	8,487,066
当期変動額								
新株予約権の行使		5,681						5,681
剰余金の配当						△600,000	△600,000	△600,000
当期純利益						5,774,086	5,774,086	5,774,086
その他資本剰余金から資本金への振替	100,000			△100,000	△100,000			－
その他資本剰余金から資本準備金への振替			25,000	△25,000	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	100,000	5,681	25,000	△125,000	△100,000	5,174,086	5,174,086	5,179,767
当期末残高	200,000	5,681	50,000	2,633,300	2,683,300	10,777,852	10,777,852	13,666,834

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,995	△6,995	9,800	8,489,871
当期変動額				
新株予約権の行使				5,681
剰余金の配当				△600,000
当期純利益				5,774,086
その他資本剰余金から資本金への振替				－
その他資本剰余金から資本準備金への振替				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△987	△987	△1,892	△2,879
当期変動額合計	△987	△987	△1,892	5,176,888
当期末残高	△7,982	△7,982	7,907	13,666,759

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
③ 棚卸資産	
・製品、商品、原材料、仕掛品	総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　7年～31年 機械及び装置　4年～10年
② 無形固定資産	定額法によっております。 なお、主な償却年数は以下のとおりであります。 ソフトウエア（自社利用）　5年 顧客関連資産　20年 技術関連資産　15年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
③ 役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく期末要支給額を算定し計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

当社は、体外診断用医薬品の販売を行っており、製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との販売契約における対価からリベートや値引き、返品等を控除した金額で算定しております。顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価額に含めております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において「投資その他の資産」の「投資有価証券」に含めておりました「関係会社社債」、「その他の関係会社有価証券」は、明瞭性の観点から、当事業年度より区分掲記することとしております。なお、前事業年度の「関係会社社債」は183,612千円、「その他の関係会社有価証券」は19,281千円であります。

Ⅲ．重要な会計上の見積りに関する注記

（関連会社１社に係る関係会社株式の評価）

⑴　当事業年度の貸借対照表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	452,263千円

うち、ビジネス上のパートナーシップ強化を目的に取得した取得原価299,889千円の関連会社が１社あります。

⑵　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当該関連会社に係る関係会社株式は、超過収益力を見込んで、１株当たり純資産に比べて高い価額で取得しており、取得価額をもって貸借対照表価額としております。なお、当該関連会社の株式取得時に見込まれた超過収益力の減少により実質価額が著しく低下した場合には相当の減額を行うこととしております。

②　当事業年度の計算書類に計上した金額の算出の用いた主要な仮定

事業計画は売上の見込みを基礎としており、その構成要素である製品・サービスの見込受注数量を主要な仮定としております。

③　翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定には経営者の判断が含まれており、実際の製品・サービスの見込受注数量の実績は計画と乖離する可能性があるため、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

(1)　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

土地　1,620,000千円

担保に係る債務

長期借入金　2,803,000千円

(2)　関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権　405千円

長期金銭債権　5,534千円

短期金銭債務　2,273千円

Ⅴ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費　66,169千円

営業取引以外の取引による取引高　2,305千円

Ⅵ．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　100,000,000株

(2)　当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　－株

(3)　当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	600,000	6.00円	2023年 12月31日	2024年 2月15日

(4)　当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,175,000	21.75円	2024年 6月30日	2024年 9月27日

(5)　当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　7,907,918株

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	63,152千円
賞与引当金	127,674千円
貸倒引当金	38,027千円
仕入補償金	20,097千円
返金負債	71,940千円
退職給付引当金	54,235千円
棚卸資産評価損	80,810千円
投資有価証券評価損	143,289千円
関係会社株式評価損	67,819千円
その他の関係会社有価証券評価損	16,726千円
その他	61,777千円
繰延税金資産小計	745,551千円
評価性引当額	△274,221千円
繰延税金資産合計	471,330千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△67,920千円
顧客関連資産	△814,103千円
技術関連資産	△207,905千円
その他	△893千円
繰延税金負債合計	△1,090,822千円
繰延税金負債の純額	△619,491千円

Ⅷ. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

未収還付法人税等は法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税に係る債権であり、すべて１年以内に還付期日が到来します。

投資有価証券、関係会社株式、関係会社社債、その他の関係会社有価証券は上場株式、非上場株式、新株予約権、転換社債型新株予約権付社債であり、発行体の信用リスクを伴っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、返金負債等は短期の支払期日であります。

借入金は運転資金及び設備投資資金の確保等を目的として変動金利にて調達したものがあり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

当社は、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

当社は、投資有価証券等については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、変動金利の借入金については、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成し、借入金利の変動状況のモニタリングを行うことにより管理しております。

・流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は営業債務や借入金について、資金繰り表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

2024年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　投資有価証券			
その他有価証券	9,958千円	9,958千円	－千円
⑵　関係会社社債			
その他有価証券	186,796千円	186,796千円	－千円
⑶　その他の関係会社有価証券			
その他有価証券	14,094千円	14,094千円	－千円
資　　産　　計	210,848千円	210,848千円	－千円
⑴　長期借入金（※）	5,039,000千円	5,028,470千円	△10,529千円
負　　債　　計	5,039,000千円	5,028,470千円	△10,529千円

（※）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、未払消費税等並びに返金負債については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

２．市場価格のない株式等は、「投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	
非上場株式	452,263千円
投資有価証券	
非上場株式	23,374千円

３．固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

⑶　金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9,958千円	－千円	－千円	9,958千円
関係会社社債				
その他有価証券				
転換社債型新株予約権付社債	－千円	－千円	186,796千円	186,796千円
その他の関係会社有価証券				
その他有価証券				
新株予約権	－千円	－千円	14,094千円	14,094千円

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区　　分	時			価
	レベル1	レベル2	レベル3	合　　計
長期借入金（※）	－千円	5,028,470千円	－千円	5,028,470千円

（※）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券・関係会社社債・その他の関係会社有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の時価算定方法は、外部の評価専門家から入手した価格によって、割引率等の重要な観察できないインプットを用いてブラックショールズモデル及び二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利及び固定金利による長期借入金は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

Ⅸ．収益認識に関する注記

⑴ 収益の分解

当社は体外診断用医薬品事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益（全て一時点で移転される財又はサービス）の分解情報については、以下のとおり、顧客の所在地別に記載しております。

（単位：千円）

	体外診断用医薬品事業
日本	17,819,571
海外	615,291
顧客との契約から生じる収益	18,434,863
その他の収益	－
外部顧客への売上高	18,434,863

⑵ 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記　⑷ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅹ．関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

Ⅺ．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たりの純資産額	136円53銭
⑵	１株当たりの当期純利益	57円74銭

Ⅻ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年８月22日

株式会社タウンズ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
静岡事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　智　章
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡　本　周　二

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タウンズの2023年７月１日から2024年６月30日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年７月１日から2024年６月30日までの第９期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年８月26日

株式会社タウンズ　監査役会

常勤監査役　遠　藤　佳　孝

監　査　役　中　川　真紀子

監　査　役　Caroline F. Benton

（注）監査役は、電子署名をしております。

（注）監査役中川真紀子及び監査役Caroline F. Bentonは、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場： 静岡県沼津市上土町100-1
沼津リバーサイドホテル ３階 アルカディア
ＴＥＬ　055-952-2411㈹

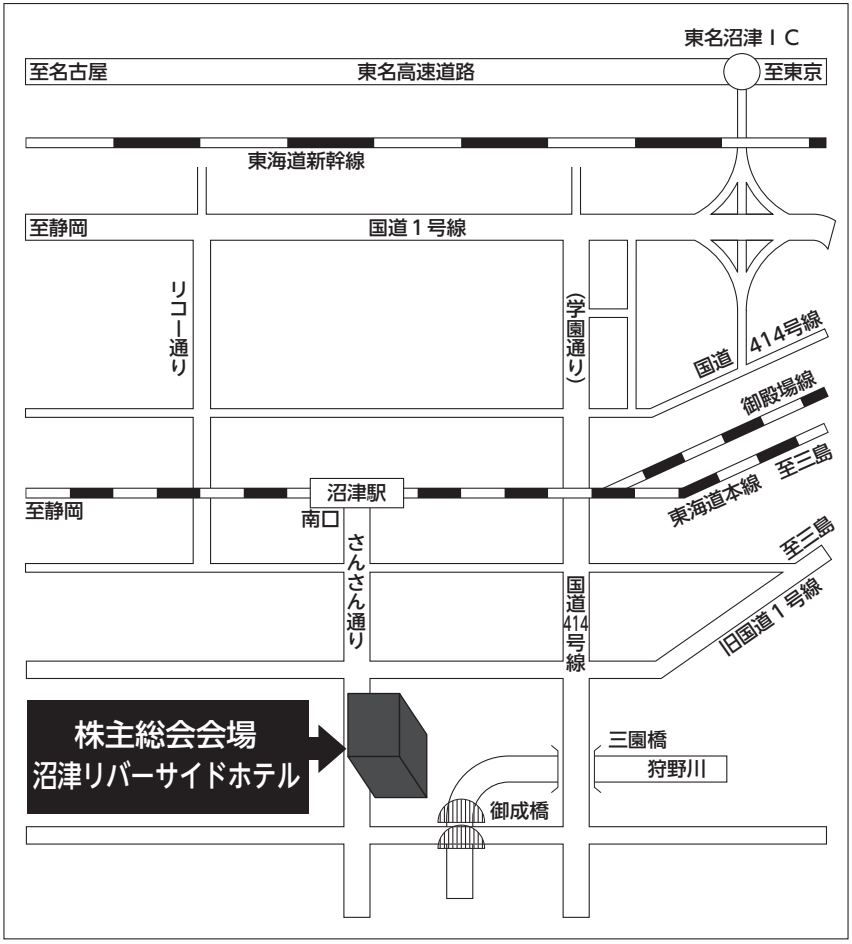

交通のご案内	ＪＲ　沼津駅南口より　……タクシー３分・徒歩10分 ＪＲ　三島駅(新幹線)より……タクシー20分 お車　沼津IC(東名高速)より……15分

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています www.fsc.org FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK